八　代　市
交 通 安 全 計 画

第 10 次（平成 28 年度～平成 32 年度）

八代市交通安全対策会議

目　次

計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第９次八代市交通安全計画の成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第１部　道路交通の安全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第１章　道路交通の安全についての目標
第１節　道路交通事故の現状
１　道路交通事故の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
２　道路交通事故等の特徴と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
第２節　八代市交通安全計画における目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
第２章　道路交通の安全についての対策
第１節　対策の視点と６つの柱
１　対策の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（１）　対策の重点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（２）　交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項・・・・・12
２　６つの柱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
第２節　道路交通安全についての施策
１　道路交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（１）　生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備・・・・・・16
（２）　幹線道路における交通安全対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・18
（３）　交通安全施設等の整備事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
（４）　歩行者空間のバリアフリー化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
（５）　自転車利用環境の総合的整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
（６）　交通需要マネジメントの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
（７）　災害に備えた道路交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
（８）　交通安全に寄与する道路交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・28
２　交通安全思想の普及徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
（１）　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・31
（２）　交通安全に関する普及啓発活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・35
３　安全運転の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
（１）　運転者教育等の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
（２）　安全運転管理の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
４　車両の安全性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
（１）　自転車の安全性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
５　救助・救急活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
（１）　救助・救急体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
（２）　救急関係機関の協力関係の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・48

６　被害者支援の充実と推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
（１）　交通事故相談活動の推進・・・・　・・・・・・・・・・・・・・・・・50
（２）　自転車利用者の損害賠償保険等への加入の促進・・・・・・・・・・・51
第２部　踏切道における交通の安全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
第１章　踏切事故のない社会を目指して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
第１節　踏切事故の状況等
１　踏切事故の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
２　近年の踏切事故の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
第２節　八代市交通安全計画における目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
第２章　踏切道における交通の安全についての対策
第１節　今後の踏切道における交通安全対策を考える視点・・・・・・・・・・・56
第２節　踏切道における交通の安全についての施策・・・・・・・・・・・・・・・57
１　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・58
２　その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置・・・・・・・・・・58

参考資料
用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59

計　画　の　趣　旨

１　計画作成の趣旨

八代市では、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき、昭和 46 年度以降、5 年ごとに 9 次にわたり「八代市交通安全計画」を作成し、諸施策を実施してきました。

人命尊重の理念の下、交通事故のない安全で安心な八代市を実現していくためには、交通社会を取り巻く情勢はもとより、本市における交通事故の特徴に対応した適切で効果的な諸施策を引き続き講じていく必要があります。

本計画は、このような観点に立ち、八代市における交通安全に関する施策の大綱とするとともに、これを市民協力のもと、市・県・警察及び関係機関・団体等が緊密な連携を図りながら推進するため作成するものです。

２　計画の性格及び期間

（１）性格

この計画は、八代市交通安全対策会議が交通安全対策基本法第 26 条第 1 項を根拠に作成するものです。

- 国、県の「第 10 次交通安全基本計画」に基づいています。
- 八代市の区域内における陸上交通（道路交通、踏切道における交通）の安全計画に関する施策の大綱となるものです。
- 各施策を推進する関係機関を表記しています。

（２）期間

この計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間です。

第９次八代市交通安全計画の成果

第 9 次八代市交通安全計画（平成 23 年度～平成 27 年度）では、道路交通及び踏切道における交通分野において、それぞれ目標を掲げ交通安全対策を講じてきました。

１　道路交通の安全

「交通事故死者数 6 人以下、交通事故死傷者数 760 人以下とする」という目標を立てました。これに対し、死傷者数は平成 25～27 年に計画目標を達成しました。しかし、死者数は平成 24 年、27 年のみの達成に留まりました。

交通事故死傷者数推移

	全国			熊本県			八代市		
年	発生件数	死者数	負傷者数	発生件数	死者数	負傷者数	発生件数	死者数	負傷者数
23	692,084	4,691	854,613	10,475	86	13,438	641	7	797
24	665,157	4,438	825,392	9,817	82	12,473	616	4	770
25	629,033	4,388	781,492	8,732	82	11,225	534	9	635
26	573,842	4,113	711,374	7,584	76	9,650	474	9	577
27	536,899	4,117	666,023	6,641	79	8,537	355	4	433

資料）熊本県警察交通事故統計
注）死者数とは交通事故発生後24時間以内に死亡した者の人数

２　踏切道における交通の安全

「踏切事故件数をゼロする」という目標に対し、計画期間中、平成 25 年を除く 4 年間において目標を達成しました。

年	H23	H24	H25	H26	H27
発生件数	0 （5）	0 （5）	1 （7）	0 （4）	0 （4）

資料）熊本県警察交通事故統計、八代警察署交通第一課調書
（　）内数字は県内発生数

第１部 ー
道路交通の安全

第１部　道路交通の安全

１　道路交通事故等の現状

○　交通事故発生件数と交通事故死傷者数は、全体的に減少傾向にあるものの、依然として高い状態で推移しており、交通事故そのものの減少に向けて積極的に取り組む必要があります。

２　八代市交通安全計画における目標

平成 32 年度までに

◆　**２４時間交通事故死者数　　６ 人以下／年**

◆　**交通事故死傷者数　　５５０ 人以下／年**

を目指します

３　道路交通の安全についての対策

＜視点＞

１ 対策の重点

(1) 高齢者の交通安全の確保
(2) 自転車の安全利用の推進
(3) シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
(4) 飲酒運転の根絶

２ 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

(1) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
(2) 地域ぐるみの交通安全対策の推進
(3) 先端技術の活用推進

＜６つの柱＞

① 道路交通環境の整備　　② 交通安全思想の普及徹底
③ 安全運転の確保　　④ 車両の安全性の確保
⑤ 救助・救急活動の充実　　⑥ 被害者支援の充実と推進

第１章　道路交通の安全についての目標

第１節　道路交通事故の現状

１　道路交通事故の推移

本市の交通事故による 24 時間死者数は、「第 9 次八代市交通安全計画」の期間中、目標値を達成したのは、平成 24 年と平成 27 年でした。

また、交通事故死傷者数については、減少傾向が続いているものの、依然として高い状態で推移しています。

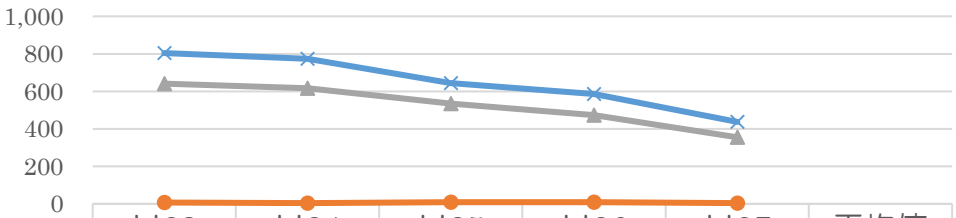

	H23	H24	H25	H26	H27	平均値
死傷者数	804人	774人	644人	586人	437人	649.0人
死者数	7人	4人	9人	9人	4人	6.6人
発生件数	641件	616件	534件	474件	355件	524.0件

資料）熊本県警察交通事故統計
注 ）　死傷者数とは死者数と傷者数の合計
注 ）　死者数とは交通事故発生後24時間以内に死亡した者の人数

２　道路交通事故等の特徴と課題

（１）全死者の７割強が高齢者

交通事故死傷者数は減少傾向にあるものの、高齢者死傷者数は第９次計画期間中平均 22.9%を占めており、全体数の増減に関係なくほぼ一定の割合で推移しています。

また、高齢者死者数の割合は、平均 75.7%と高い事態になっています。

高齢者の交通安全の確保は、交通安全対策の重要課題といえます。

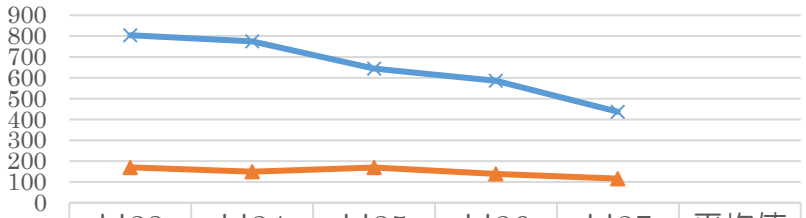

	H23	H24	H25	H26	H27	平均値
交通事故死傷者数	804人	774人	644人	586人	437人	649.0人
高齢者死傷者数	170人	150人	169人	139人	116人	148.8人
上記の割合	21.1%	19.3%	26.2%	23.7%	26.5%	22.9%

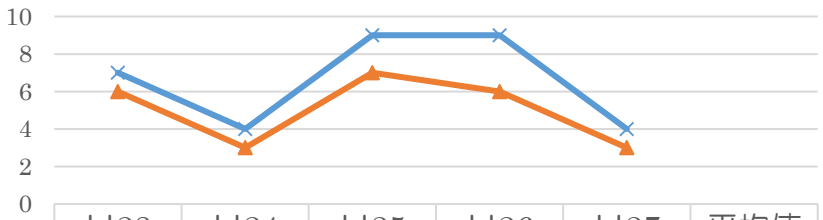

	H23	H24	H25	H26	H27	平均値
交通事故死者数	7人	4人	9人	9人	4人	6.6人
高齢者死者数	6人	3人	7人	6人	3人	5.0人
上記の割合	85.7%	75.0%	77.7%	66.6%	75.0%	75.7%

資料）熊本県警察交通事故統計、八代警察署交通第一課調書
注　）死傷者数とは死亡者と傷者数の合計人数

（２）自転車乗用中の死傷者

本市の第９次交通安全計画期間中における状態別死傷者数をみると、自転車乗用中における人数は減少傾向で推移しています。自転車は、自動車と衝突した場合には大きな損傷を受ける可能性があり、歩行者と衝突した場合には加害者となることがあるため、無事故に向けての対策を推進します。

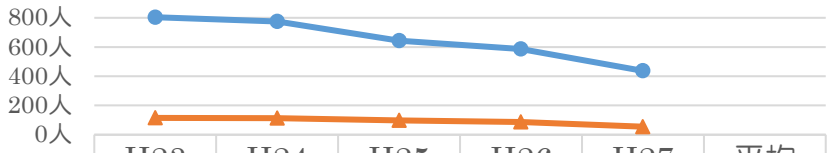

	H23	H24	H25	H26	H27	平均
交通事故死傷者数	804人	774人	644人	586人	437人	649.0人
自転車死傷者数	115人	114人	98人	86人	55人	93.6人
上記の割合	14.3%	14.7%	15.2%	14.6%	12.5%	14.4%

資料）熊本県警察交通事故統計、八代警察署交通第一課調書
注　）死傷者数とは死亡者と傷者数の合計人数
注　）自転車死傷者とは、八代市内における自転車が関与する交通事故の死傷者

（３）交通事故死傷者数の約７割は自動車乗車中

本市の交通事故死傷者数を状態別にみると、自動車乗車中が最も多く、第９次計画期間中の５年間平均で全体の約７割で推移しています。

自動車運転者の交通安全意識の向上を図り、自動車事故を減少させるとともに、交通事故発生時の被害軽減のため、シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用を徹底して推進します。

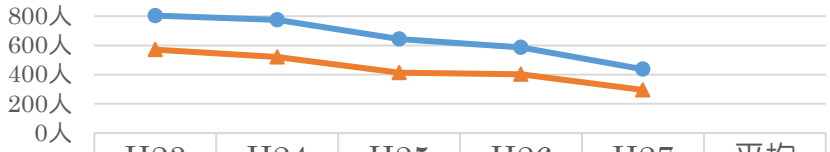

	H23	H24	H25	H26	H27	平均
交通事故死傷者数	804人	774人	644人	586人	437人	649.0人
自動車死傷者数	571人	520人	413人	403人	295人	440.4人
上記の割合	71.0%	67.1%	64.1%	68.7%	67.5%	67.8%

資料）熊本県警察交通事故統計、八代警察署交通第一課調書
注　）死傷者数とは死亡者と傷者数の合計人数
注　）自動車死傷者とは、八代市内における四輪相互・四輪単独の交通事故の死傷者

（４）飲酒運転者数は横ばい状態

飲酒運転については、平成 18 年 8 月に発生した、福岡県の「海の中道大橋」における交通死亡事故を契機として社会問題化し、道路交通法の改正により平成 19 年には飲酒運転の厳罰化、平成 21 年には行政処分の強化が図られました。

これらにより、県内の飲酒運転及び飲酒運転を伴う交通事故は、平成 19 年こそ大きく減少したものの、その後は増減を繰返し、横ばいで推移しています。全国的には、飲酒運転によるひき逃げ死傷事件が発生するなど、大きな社会問題となる事件事故が未だ後を絶たないことから、飲酒運転の根絶に向けた取り組みを引き続き講じていく必要があります。

第２節　八代市交通安全計画における目標

◇ ２４時間交通事故死者数　　６ 人以下／年

◇ 交通事故死傷者数　　５５０ 人以下／年

国は、「平成 32 年までに 24 時間死者数を 2,500 人以下とし、世界一安全な道路交通を実現する。また、平成 32 年までに死傷者数を 50 万人以下にする。」という目標を掲げました。

このような国の目標に対応するため、県計画においては、平成 32 年までに、年間の 24 時間交通事故死者数を 56 人以下、死傷者数を 8,000 人以下にすることを目指しています。

本市の目標もこのような国・県の動向を踏まえながら設定したものです。

第２章　道路交通の安全についての対策

第１節　対策の視点と６つの柱

交通事故死者数及び負傷者数の一層の減少を図るとともに、安全で安心して暮らせる交通社会の実現に向け、本市の課題を明らかにし、これらの課題に即した各種の交通安全対策を推進します。

１　対策の視点

（１）対策の重点

ア　高齢者の交通安全の確保

生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間を整備するとともに、高齢運転者対策の充実に努めます。また、高齢者の交通事故が居住地の近くで発生することが多いことから、地域における生活に密着した交通安全活動を推進します。

さらに、すべてのドライバーや自転車利用者が、高齢者など交通弱者に配意した通行を心掛けるよう、高齢者を含めた全世代に対する交通安全教育・意識啓発活動を推進します。

《主な取組》

○　子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保
○　秋から年末年始にかけての高齢者事故防止の集中的広報
○　参加・体験・実践型の交通安全教育の推進と反射材用品の普及
○　高齢者世帯訪問活動の推進
○　高齢者講習の充実

イ　自転車の安全利用の推進

熊本県は平成 27 年 4 月に「熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を施行し、また、平成 27 年 6 月には改正道路交通法の施行により「自転車運転者講習制度」が導入されました。

スマートフォン等の普及に伴い自転車乗用中の操作による危険性も指摘されていることから、世間の自転車利用に対する関心が非常に高い現状を捉え、自転車利用者のマナーの向上と、正しい交通ルールを身につけさせるために、地域や学校などにおいて交通安全教育・意識啓発活動を推進するとともに、悪質な違反者に対する指導を推進します。また、自転車や歩行者が安全・安心に利用できるよう、自転車の走行空間の整備を進めると同時に、交通弱者保護の観点から、自動車等の運転者における歩行者と自転車に対する保護意識の高揚を図ります。

そのほか、自転車の安全利用のために、ＴＳマーク【20】などの制度を活用した自転車の点検整備の推進や、自転車事故による被害者救済のための保険制度の普及活動を推進します。

《主な取組》

○　歩行者・自転車利用者の安全通行の確保
○　自転車安全利用キャンペーンの実施
○　幼児から高齢者に至るまでの段階的な交通安全教育の推進
○　「熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知・徹底
○　自転車運転者講習制度の周知
○　参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
○　悪質・危険な自転車利用者に対する指導の推進

ウ　シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

後部座席を含むすべての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底を図るために、交通安全教室をはじめ、あらゆる機会・媒体を通じて、着用効果や正しい着用についての認識を広める交通安全教育・意識啓発を推進します。

《主な取組》

○　シートベルトの着用効果、正しい着用方法及び全席着用に関する啓発活動の推進
○　幼稚園・保育所、病院等と連携した保護者に対する啓発活動の推進
○　シートベルト、チャイルドシート着用推進キャンペーンの実施
○　参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

エ　飲酒運転の根絶

飲酒運転の根絶を図るために、県警とともに市民総ぐるみの啓発活動と運転者の飲酒運転に対する意識改善を強化推進します。

《主な取組》

○　飲酒運転根絶フォーラム等への参加呼びかけ推進
○　飲酒運転根絶キャンペーンの周知
○　アルコール依存症に関する広報啓発。相談、指導及び支援
○　酒類製造・販売・提供業界と連携したハンドルキーパー運動【28】の推進
○　自動車運送事業者におけるアルコール検知器の確実な使用呼びかけ推進

（２）交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

ア　交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

これまで、総合的な交通安全対策の実施により交通事故を大幅に減少させることができたところですが、わき見運転や運転操作の誤り等の安全運転義務違反に起因する死亡事故は、依然として多く、近年、相対的にその割合は高くなっています。

このため、重大事故に対しては警察・道路管理者・交通安全啓発担当課で、協議を行い、よりきめ細かな対策を効果的かつ効率的に実施していくことにより、その減少を図っていきます。

また、第 10 次計画期間中にも様々な交通情勢の変化があり得る中で、その時々の状況を的確に踏まえた取組を行います。

イ　地域ぐるみの交通安全対策の推進

交通事故の発生場所や発生形態など事故特性に応じた対策を実施していくためにも、インターネット等を通じた交通事故情報の提供に努めるなど、これまで以上に市民に交通安全対策に関心を持ってもらい、本市における安全安心な交通社会の形成に、自らの問題として積極的に参加してもらうなど、市民主体の意識を醸成していきます。

また、安全な交通環境の実現のためには、交通社会の主体となる運転者、歩行者等の意識や行動を周囲・側面からサポートしていく社会システムを、本市における交通情勢を踏まえ、行政のほか、学校、家庭、職場、団体、企業等それぞれが責任を持ちつつ役割分担しながらその連携を強化し、住民が交通安全に関する各種活動に対して、様々な形で積極的に参加し、協働していくことにより形成していきます。

ウ　先端技術の活用推進

運転者の不注意による交通事故や、高齢運転者の身体機能等の低下に伴う交通事故防止の対策として、運転者の危険認知の遅れや運転操作の誤りによる事故を未然に防止するための安全運転を支援するシステムや、交通事故が発生した場合にいち早く救助・救急を行えるシステムなど、技術発展を踏まえたシステムの理解を深め、積極的に活用していきます。

また、今後も科学技術の進展があり得る中で、新たな技術を有効に活用しながら取組を推進していきます。

２　６つの柱

交通社会を構成する人間、車両等の交通機関及びそれらが活動する場としての交通環境という三要素について、これら相互の関連を考慮し、

① 道路交通環境の整備
② 交通安全思想の普及徹底
③ 安全運転の確保
④ 車両の安全性の確保
⑤ 救助・救急活動の充実
⑥ 被害者支援の充実と推進

この６つの柱により、交通安全対策を実施します。

第２節　道路交通安全についての施策

１　道路交通環境の整備

２　交通安全思想の普及徹底

３　安全運転の確保

４　車両の安全性の確保

５　救助・救急活動の充実

６　被害者支援の充実と推進

１　道路交通環境の整備

道路交通環境の整備

- (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- (2) 幹線道路における交通安全対策の推進
- (3) 交通安全施設等の整備事業の推進
- (4) 歩行者空間のバリアフリー化
- (5) 自転車利用環境の総合的整備
- (6) 交通需要マネジメントの推進
- (7) 災害に備えた道路交通環境の整備
- (8) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

（１）生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

これまで一定の成果を上げてきた交通安全対策は、主として「車中心」の対策であり、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は依然として十分とは言えません。また、生活道路への通過交通の流入等の問題も依然として深刻です。

このため、地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進します。

ア　生活道路における交通安全対策の推進

交通事故の多いエリアにおいて、国、県、地域住民等が連携し、徹底した通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図ります。

公安委員会においては、交通規制、交通管制及び交通指導取締りの融合に配意した施策を推進します。生活道路については、歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制である「ゾーン 30【19】」を整備するほか、高輝度標識等の見やすく分かりやすい道路標識・標示の整備や信号灯器の LED 化、路側帯の設置・拡幅、ゾーン規制の活用等の安全対策や、信号機の改良等の交通円滑化対策を実施します。また、高齢者や障がい者を含めた全ての人の安全な通行を確保するため、バリアフリー【25】対応型信号機の設置、歩行者と自動車の通行を時間的に分離する歩車分離式信号機等の計画的な整備を推進します。

道路管理者は、歩道の整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備するとともに、公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、クランク【4】等車両速度を抑制する道路構造等により、歩行者や自転車の通行を優先するゾーンを形成するゾーン対策、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良やエリア進入部における狭さく【2】の設置等によるエリア内への通過車両の抑制対策を実施します。

また、交通事故の多いエリアでは、国、自治体、地域住民等が連携して効果的・効率的に対策を実施します。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署
市建設部、市市民環境部

イ　通学路等の歩道整備・点検等

八代市通学路交通安全プログラム【34】に基づき、警察、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。

高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所等に通う児童・幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、狭さく【2】等の設置、路肩のカラー舗装、防護柵設置、自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備、安全な横断待ちスペースの確保、押ボタン式信号機の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充等の対策を推進します。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署
市建設部、市教育委員会、市市民環境部

ウ　ユニバーサルデザインの考え方による歩行空間等の整備

（ア）高齢者や障がい者等をはじめ誰もが安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、「熊本県やさしいまちづくり推進計画」に基づき、公共施設や福祉施設等が集積している地区を中心に、幅員や段差解消などの整備基準を満たすユニバーサルデザインに配慮した歩道等の整備を推進します。

また、音響式信号機や歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機【26】との連動を図るため、視覚障がい者誘導用ブロック、歩行者用の案内標識、バリアフリーマップ【27】等を整備し、公共施設の位置や施設までの経路等を適切に案内し歩行空間の安全性、快適性の向上させます。

（イ）横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等の悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反や、高齢者、障がい者等の円滑な移動を阻害する要因となっている歩道や視覚障がい者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車についても、放置自転車等の撤去を行うなど関係機関と連携を図り管理や取締りを推進します。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署
市建設部、市健康福祉部

（２）幹線道路における交通安全対策の推進

幹線道路における交通安全に資する道路整備事業については、交通事故対策への投資効率を最大限に高めるため、事故の危険性が高い特定の区間を選定し、事故要因に即した効果の高い対策を実施する「成果を上げるマネジメント」を推進するとともに、効率的な事故対策を推進します。

また、基本的な交通の安全を確保するため、高規格幹線道路【5】から居住地域内道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体系的整備を推進し、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進します。また、一般道路に比べて安全性が高い高規格幹線道路の利用促進を図ります。

ア　成果を上げるマネジメントの推進

交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、限られた予算で最大の効果を獲得できるよう推進します。

九州地方整備局、八代地域振興局、市建設部

イ　事故危険箇所対策の推進

特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間や、潜在的な危険区間等を事故危険箇所として指定し、公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を実施します。

具体的には、信号機の新設・高度化、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化、歩道等の整備、交差点改良、視距【11】の改良、付加車線【29】等の整備、道路照明・視線誘導標【12】等の設置等の対策を推進します。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署、市建設部

ウ　幹線道路における交通規制

一般道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通の実態等を勘案しつつ、速度規制や追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等について見直しを行い、その適正化を図ります。

さらに、交通事故、天候不良等による交通障害が発生した場合は、臨時交通規制を迅速かつ的確に実施するとともに、交通規制等の道路交通情報を提供するなどして二次事故の防止を図ります。

八代警察署、氷川警察署

エ　重大事故の再発防止

社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図ります。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署、市建設部、市市民環境部

オ　適切に機能分担された道路網の整備

（ア）高規格幹線道路【5】から居住地域内道路に至るネットワークの体系的な整備、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図ります。

（イ）通過交通の排除と交通の効果的な分散により、円滑で安全な道路交通環境の整備を推進します。

（ウ）幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分担化により、生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備を行うとともに、公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、狭さく【2】等による車両速度及び通過交通の抑制等の整備を総合的に実施します。

（エ）住民ニーズに応じた効率的な輸送体系を確立し、道路混雑の解消等円滑な交通流が確保された良好な交通環境を形成するため、道路交通、鉄道、海運、航空等複数の交通機関の連携を図るマルチモーダル施策【32】を推進し、鉄道駅等の交通結節点、港湾の交通拠点へのアクセス道路の整備等を実施します。

九州地方整備局、八代地域振興局、市建設部

カ　高速自動車国道等における事故防止対策の推進

高速自動車国道【6】等においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、渋滞区間における道路の拡幅等の改築事業、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図ります。

(ア)安全で円滑な自動車交通を確保するため、事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき箇所について、雨天、夜間等の事故要因の詳細な分析を行い、これに基づいた整備を重点的に実施するとともに、道路構造上往復に分離されていない非分離区間については、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するための整備の強化を図ります。

また、逆走及び歩行者、自動車等の立入り事案による事故防止のための標識や路面標示の整備を図るなど、総合的な事故防止対策を推進します。

さらに、事故発生後の救助・救急活動を支援する緊急開口部の整備等も併せて実施するとともに、高速自動車国道等におけるヘリコプターによる救助・救急活動を支援します。

(イ)過労運転やイライラ運転を防止し、安全で快適な自動車走行に資するより良い走行環境の確保を図るため、事故や故障による停車車両の早期撤去等による渋滞対策、休憩施設の混雑解消等を推進します。

(ウ)道路利用者の多様なニーズに応え、道路利用者へ適切な道路交通情報等を提供する道路交通情報通信システム（ＶＩＣＳ）【21】やＥＴＣ2.0【1】等の整備・拡充を図ります。

また、渋滞の解消及び利用者サービスの向上を図るために、情報通信技術【17】を活用して即時に道路交通情報提供を行う利用者サービス向上等を推進します。

西日本高速道路㈱九州支社

キ　改築等による交通事故対策の推進

交通事故を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の改良等による交通事故対策を推進します。

（ア）歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、バイパスの整備と併せた道路空間の再配分、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路の整備等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進します。

（イ）交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化等を推進します。

（ウ）交通流の実態を踏まえ、沿道からのアクセスを考慮した副道等の整備、路上駐停車対策等の推進を図ります。

（エ）商業系地区等における歩行者や自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に応じた、適切な幅の歩道、自転車道、自転車専用通行帯等の整備を推進します。

（オ）交通混雑が著しい箇所や鉄道駅周辺等において、人と車の交通を体系的に分離し、歩行者空間の拡大を図るため、地区周辺の幹線道路、交通広場等の総合的な整備を図ります。

（カ）歴史的街並みや史跡等卓越した歴史的環境の残る地区において、地区内の交通と観光交通、通過交通を適切に分離するため、歴史的地区への誘導路、地区内の生活道路、歴史的みちすじ等の整備を体系的に推進します。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署、市建設部

ク　交通安全施設等の高度化

（ア）交通実態に応じて、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化、プログラム多段系統化【30】等の信号制御の改良を推進するとともに、疑似点灯防止による視認性の向上に資する信号灯器のＬＥＤ化を推進します。

（イ）道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の高輝度化等、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進します。また、自動車の位置や目的地までの距離を容易に確認できるようにするためのキロポスト（地点標）の整備や、見通しの悪いカーブで、対向車が接近してくることを知らせる対向車接近システムの整備を推進します。

八代警察署、氷川警察署、九州地方整備局、八代地域振興局、市建設部

（３）交通安全施設等の整備事業の推進

特に交通の安全を確保する必要がある道路については、平成 27 年度から 32 年度までを計画期間とする「社会資本整備重点計画（平成 27 年 9 月 18 日閣議決定）」に即して、公安委員会と道路管理者が連携して、事故実態の調査・分析を行い、次の方針により重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図ります。

ア　交通安全施設等の戦略的維持管理

公安委員会では、整備後長期間が経過した信号機等の老朽化対策が課題となっていることから、平成 25 年に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において策定された「インフラ長寿命化基本計画」等に即して、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進します。

八代警察署、氷川警察署

イ　歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路において人優先の考えの下、「ゾーン 30【19】」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー【25】化や通学路における安全安心な歩行区間の確保を図ります。

また、自転車利用環境の整備、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図ります。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署、市建設部

ウ　幹線道路対策の推進

幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施します。この際、事故データを分析し、事故原因の検証に基づき、道路標示の改良や交差点改良、信号機の改良等の対策を実施します。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署、市建設部

エ　交通円滑化対策の推進

交通安全に資するため、信号機の改良等を推進します。

また、駐車対策を実施することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進するとともに、併せて、自動車からの二酸化炭素排出の抑止を推進します。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署、市建設部

オ　ＩＴＳ（高度道路交通システム）【8】の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

交通情報の収集・分析・提供や交通状況に即応した信号制御その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制エリアの拡大をはじめ、交通管制システムの充実・改良を図ります。

具体的には、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化【30】等の信号制御の改良を図るほか、最先端の情報通信技術【17】等を用いて、かつ、交通管制センターの改良等を推進するとともに、情報収集・提供環境の拡充等により、道路交通情報提供の充実等を推進し、安全で快適な道路環境の実現を図ります。

八代警察署、氷川警察署、九州地方整備局、八代地域振興局

カ　道路交通環境整備への住民参加の促進

地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、道路利用者等が日常から抱いている意見を道路交通環境の整備に反映します。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署
市建設部、市市民環境部

キ　連絡会議等の活用

県警察と道路管理者が設置している「熊本県道路交通環境安全推進連絡会議」やその下に設置されている「アドバイザー会議」を活用して、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図ります。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署
市建設部、市市民環境部

（４）歩行者空間のバリアフリー化

高齢者や障がい者等を含めて全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ歩行空間の連続的・面的なバリアフリー【25】化をはじめとする安全・安心な歩行空間を整備します。

九州地方整備局、八代地域振興局、市建設部、市健康福祉部

（５）自転車利用環境の総合的整備

ア　自転車の利用環境の整備

クリーンでエネルギー効率の高い持続可能な交通体系を実現するために、乗用車から自転車への転換を促進します。また、増加している歩行者と自転車の事故を減らすため、自転車は車両であるとの原則の下、自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路等の自転車走行空間ネットワークの整備により、自転車利用環境の総合的な整備を推進します。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署
市建設部、市市民環境部

イ　自転車等の駐車及び放置対策

自転車等の駐車対策については、自転車等の駐車需要の多い地域及び今後駐車需要が著しく多くなることが予想される地域を中心に、自転車駐車場等の整備を推進します。

放置自転車対策については、鉄道の駅周辺等における放置自転車等問題の解決を図るために、市、道路管理者、県警察、鉄道事業者等が適切な協力関係を保持し、駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図ります。

特に、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、市が定める重点整備地区内における生活関連経路を構成する道路においては、高齢者、障がい者等の移動の円滑化に資するため、関係機関・団体が連携した広報啓発活動等の違法駐車を防止する取組及び自転車駐車場等の整備を重点的に推進します。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署
市建設部、市市民環境部

（６）交通需要マネジメント【7】の推進

道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図ることによる交通安全の推進に資するため、環状道路の整備や交差点の改良等の交通容量の拡大策，交通管制の高度化等に加えて、公共交通機関の利用促進及び自動車利用の効率化を図るなどの交通需要のマネジメントを推進します。

ア　公共交通機関の利用の促進

道路交通混雑が著しい一部の道路について、コミュニティバス【9】の導入等の公共交通機関の利用促進を図るための施策を推進します。

また、鉄道、バス等の公共交通機関の確保・維持・改善を図るための施策を推進することにより、利用を促進し、公共交通機関への転換による円滑な交通の実現を図ります。

さらに、公共交通機関の利用促進し、バス事業者などが行う公共交通機関利用促進キャンペーンに協力し、公共交通機関利用の普及啓発を推進します。

市企画振興部、八代地域振興局

イ　自動車利用の効率化

効率的な自動車利用等を推進するため、八代市地域公共交通網形成計画【33】を活用した道路運送事業の高度化等を支援します。

市企画振興部、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署

（７）災害に備えた道路交通環境の整備

ア　災害に備えた道路の整備

地震発生時には、応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するために、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進します。

豪雨・豪雪時等には、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進します。

津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する高規格幹線道路【5】等の整備を推進します。

九州地方整備局、八代地域振興局、市総務部、市建設部

イ　災害に強い交通安全施設等の整備

地震、豪雨・豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で円滑な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備をするとともに、通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための交通規制資機材の整備を推進します。あわせて、災害発生時の停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置【18】の整備を推進します。

また、各都道府県警察の交通管制センターから収集された警察庁の交通情報を、広域的な交通管理に活用します。

八代警察署、氷川警察署

ウ　災害発生時における交通規制

災害発生時においては、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）等の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施します。

九州地方整備局、八代警察署、氷川警察署、八代地域振興局、市総務部
市建設部、西日本高速道路㈱九州支社熊本管理事務所

エ　災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等に対する道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進します。

また、民間事業者等が保有するプローブ【15】情報を活用しつつ、災害時に交通情報を提供するための環境整備を推進します。

熊本地方気象台、九州地方整備局、八代警察署、氷川警察署、八代地域振興局
市総務部、市建設部、西日本高速道路㈱九州支社熊本管理事務所

（８）交通安全に寄与する道路交通環境の整備

ア　道路の使用及び占用の適正化等

（ア）道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導します。

（イ）不法占用物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施します。

さらに、道路上から不法占用物件等を一掃するためには、沿道住民をはじめ道路利用者の自覚に待つところが大きいことから、不法占用等の防止を図るための協力や啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図ります。

なお、道路工事調整等を効果的に行うため、図面を基礎として、デジタル地図の活用の拡大を図ります。

（ウ）道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整します。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署、市建設部

イ　子供の遊び場の確保

子供の遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故を防止するとともに、良好な生活環境づくり等を図るため、公園などの整備に努めます。

八代地域振興局、市建設部

ウ　道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行います。

また、危険物を積載する車両のトンネル等の通行の禁止又は制限及び道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図ります。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署、市建設部

エ　地域に応じた安全の確保

冬期の安全な道路交通を確保するため、冬期積雪・凍結路面対策として除雪優先区間の設定や早めの通行止めによる迅速な除雪の実施、凍結防止剤散布の実施、チェーン着脱場等の整備を推進します。

さらに、安全な道路交通の確保に資するため、気象、路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進します。

九州地方整備局、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署、市建設部

２　交通安全思想の普及徹底

交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有しています。

人優先の交通安全思想の下、高齢者、子供、障がい児等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にならない意識を育てることが重要です。

その目的実現ために、交通安全教育指針等を活用し、幼児から成人に至るまで、それぞれのライフステージに応じた段階的で体系的な交通安全教育を行います。

市、警察、学校、関係機関・団体は連携をとりながら、市民の交通安全運動等の普及活動を推進します。

（１）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア　幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、交通事故防止のために、基本的な交通ルールの遵守、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識習得させることを目標とします。

幼稚園、保育所及び認定こども園においては、カンガルークラブ活動支援をはじめ、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常活動のあらゆる場面をとらえて交通安全教育を計画的かつ継続的に行います。これらを効果的に実施するため、紙芝居、視聴覚教材等を利用し、分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導力向上及び教材・教具の整備を推進します。

市市民環境部、市教育委員会、市健康福祉部、八代警察署、氷川警察署

イ　小学生に対する交通安全教育の推進

小学生に対する交通安全教育は、交通事故防止のため、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させ、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識と能力を高めることを目標とします。

本市においては、交通安全教室を計画的に継続して開催しながら交通安全教育の啓発・促進を図っていきます。小学校では、家庭及び関係機関・団体等と連携を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じ、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施します。これらを計画的に実施し、効果的なものとするために、教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室の推進、教員等を対象とした研修会の開催を図ります。

市市民環境部、市教育委員会、八代警察署、氷川警察署

ウ　中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

中学校においては、ＰＴＡ交通委員、家庭や関係機関及び団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施します。これらを計画的に実施し、効果的なものとするために、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室を推進するほか、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施します。

また、関係機関・団体は、中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、保護者対象の交通安全講習会や中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

市教育委員会、市市民環境部、八代警察署、氷川警察署

エ　高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができる健全な社会人を育成することを目標とします。

高等学校においては、保健体育、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動を通じ、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図ります。また、自動車運転免許取得前の教育として、自他の生命を尊重する態度の育成、交通事故には責任や補償問題が生じること、加害事故を起こさない努力が必要であるという視点を重視した交通安全教育を行います。

関係機関は、これらを計画的・効果的に実施するため、情報提供を行うなど、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室の推進、教員等を対象とした研修会などの開催を図ります。

県教育委員会、八代警察署、氷川警察署、市市民環境部

オ　成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、運転者教育を中心として行うほか、交通安全教育の充実に努めます。免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、危険予測・回避の能力の向上など交通安全意識・交通マナーの向上に努めます。これらは、公安委員会が行う各種講習、自動車教習所、民間の交通安全教育施設等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心として行います。

八代警察署、氷川警察署、市市民環境部

カ　高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能や交通ルール等の知識習得を目標とします。

本市では、これからも継続して交通安全教室を計画的に開催し、事故防止に対する自己啓発を図っていきます。

（ア）高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育を推進するため、県及び市町村は、高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、教材・教具等の開発等、指導員体制の充実に努めるとともに、シルバーリーダー（高齢者交通安全指導員）等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

本市では、高齢者の交通安全教室等を継続して開催するとともに、老人クラブや交通安全母の会などを通じながら各種の催し等への参加を促しながら交通安全教育を推進します。

特に、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導、高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等が地域ぐるみで行われるように努め、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行い、反射材用品の普及にも努めます。

（イ）高齢運転者に対する交通安全教育

高齢運転者に対しては、高齢者講習の内容の充実に努めるほか、関係機関・団体等と連携して、個別に安全運転の指導を行う講習会等を開催し、高齢運転者の受講機会の拡大を図るとともに、受講を促します。

（ウ）電動車いす利用者に対する交通安全教育

電動車いすを利用する高齢者に対しては、電動車いすの製造メーカー等で組織される団体等と連携して、購入時等における安全利用に向けた指導・助言を徹底するとともに、継続的な交通安全教育の促進に努めます。

八代警察署、氷川警察署、市市民環境部

キ　障がい児・者に対する交通安全教育の推進

障がい児・者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、学校や地域活動の場を通じて、交通安全教育を推進します。

八代警察署、氷川警察署、市市民環境部、市教育委員会、市健康福祉部

ク　外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対し、我が国の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として交通安全教育を推進します。定住外国人に対しては、母国との交通ルールや交通安全に対する考え方の違いを理解できるように、効果的な交通安全教育に努めるとともに、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進します。また、増加が見込まれる訪日外国人に対しても、外客誘致等に係る関係機関・団体と連携し、各種広報媒体を活用した広報活動を推進します。

八代警察署、氷川警察署

ケ　その他効果的な交通安全教育の推進

効果的な交通安全教育を実施するため、関係機関・団体の相互の情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図るとともに、ＰＴＡや教職員等の交通安全教育指導者の養成及び効果的な教育手法の研究・導入に努めます。

八代警察署、氷川警察署、市市民環境部、市教育委員会、八代地域振興局

（２）交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア　交通安全運動の推進

市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための市民運動として、交通関係機関・団体をはじめ、地域・企業等が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開します。

交通安全運動の実施に当たっては、交通情勢に即した事項を重点に設定するとともに、事前に運動の趣旨、実施期間等について広く市民に周知し、市民参加型の運動として展開します。

市市民環境部、八代警察署、氷川警察署、八代地域振興局

イ　高齢者の交通事故防止対策の推進

高齢者自身の交通事故防止に関する意識を高めるため、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響や交通事故実態等について、分かりやすい広報を積極的に行います。また、他の年齢層に対しても、高齢者の特性を理解させるとともに、高齢運転者標識（高齢者マーク）を取り付けた自動車や、高齢の自転車利用者・歩行者への保護意識を高めるよう努めます。

さらに、一層効果的な取組とするため、交通事故が多発する秋から年末年始にかけて集中的に広報を実施する等により、交通事故死者の中で高い割合を占める高齢者の事故防止を図ります。

八代警察署、氷川警察署、市市民環境部、八代地域振興局

ウ　自転車の安全利用の推進

平成 27 年４月に施行した「熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、県・県民が一体となり家庭、学校、職場において、それぞれの役割を果たしながら、自転車の安全で適正な利用を促進することとしています。交通安全教育の面では、自転車乗用中の交通事故の防止や自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則【13】」を活用するなどにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車のルールの遵守、マナー向上に関する普及啓発を強化します。特に自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車、イヤホン等を使用して安全な運転に必要な音が聞こえない状態での乗車の危険性等についての周知・徹底を図ります。

加えて自転車運転者講習制度を適切に運用し、危険な違反行為を繰返す自転車運転者に対する教育を推進します。

また、自転車の適正な整備の実施についての周知も図ります。

さらに、自転車は歩行者と衝突した場合には、加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓発を図るとともに、自転車損害賠償保険の加入の促進に向けた啓発・情報提供を行います。

自転車の安全で適正な利用を効果的に促進するため、関係機関の連携強化を図りながら、広報啓発・指導等に集中的に取り組む機関を設定するほか、（一財）熊本県交通安全協会が主催する「子ども自転車大会」への支援や、自転車シミュレーター【14】を活用した交通安全教育を促進します。

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、あらゆる機会を通じて保護者に対し、幼児二人同乗用自転車の安全性と幼児・児童の自転車用ヘルメットの着用効果の理解促進に努めます。

幼児・児童の保護者に対して、自転車乗用時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、幼児・児童の着用の徹底を図るほか、高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対しても、ヘルメット着用を促進します。

このほか、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するため、関係機関・団体と連携し、ＴＳマーク【20】などの制度の普及に努めます。

八代警察署、氷川警察署、市市民環境部、市教育委員会、八代地域振興局

エ　後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果と正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図ります（平成 27 年 10 月現在における一般道のシートベルト着用率は、運転席 98.6%、助手席 90.5%、後部座席 40.1%【熊本県警察と一般社団法人日本自動車連盟の合同調査による】）。

このため、キャンペーンや安全教室などを通じ、関係機関・団体等とも連携し、着用徹底の啓発活動等に努めます。

八代警察署、氷川警察署、市市民環境部、八代地域振興局

オ　チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、着用推進シンボルマーク等を活用しつつ、幼稚園・保育所、認定こども園、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図ります。特に比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化します（平成 27 年５月現在におけるチャイルドシート使用率は、64.3%【熊本県警察と一般社団法人日本自動車連盟の合同調査による】）。

なお、６歳以上であっても、体格等の状況により、シートベルトを適切に着用させることができない子供にはチャイルドシートを使用させることについて、広報活動に努めます。

また、市や民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて、チャイルドシートの利用しやすい環境づくりを促進します。

さらに、利用者への正しい使用の指導・助言を推進します。

八代警察署、氷川警察署、市市民環境部、八代地域振興局

カ　夕暮れ時と夜間の交通事故防止対策の推進

夕暮れ時や夜間における交通事故を防止するため、歩行者や自転車利用者に対する反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るとともに、自動車や自転車の前照灯の早め点灯の促進を目的としたライトアップ運動を推進します。

関係機関・団体と連携して、積極的な広報啓発や、実際に反射材を用いた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、量販店に対して反射材用品の取扱いを呼びかけます。

八代警察署、氷川警察署、市市民環境部、八代地域振興局

キ　飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育、広報啓発活動を推進します。具体的には、飲酒運転根絶キャンペーンを実施するなど飲酒運転を許さない社会づくりを強力に推進します。また、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー【29】運動の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組をさらに進め、「飲酒運転をしない、させない」という住民の規範意識の確立を図ります。

八代警察署、氷川警察署、市市民環境部、八代地域振興局

ク　危険ドラッグ対策の推進

各種キャンペーン等において、危険ドラッグの乱用防止に関するポスター等を掲示する等啓発活動を行い、危険ドラッグの危険性・有害性に関する普及啓発を図ります。

八代警察署、氷川警察署、市市民環境部、八代地域振興局

ケ　効果的な広報の実施

交通安全に関する広報については、関係機関と協力して、テレビ、ラジオ、新聞、携帯端末、インターネット・街頭ビジョン等のあらゆるメディアを活用して、交通事故の実態や交通事故被害者等の声を取り入れた広報等、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施し、実効の挙がる広報を行います。

八代警察署、氷川警察署、市市民環境部、八代地域振興局

コ　民間交通安全団体等の主体的活動の促進

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を促進します。

また、各季の交通安全運動等を実施する際は、熊本県交通安全推進連盟を中心に、関係機関や民間団体等で協議を行い効果的な活動の展開を図ります。

特に、民間団体・交通ボランティア等が主体となった交通安全活動を支援し、民間団体等による自発的な交通安全対策を促進します。

八代警察署、氷川警察署、市市民環境部、八代地域振興局

サ　住民の参加・協働の推進

交通の安全は、住民の安全意識により支えられていることから、住民自らが交通安全に関する自らの意識改革を進めることが重要です。

これらを踏まえ交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進めます。

春・秋の交通安全運動の際には、出発式等のイベントを開催し、交通安全の広報・啓発を推進します。

また、交通指導員会、老人クラブ、交通安全母の会、カンガルークラブへの研修会の開催により、地域の交通事故防止推進のためのリーダーを育成するなど、住民の参加・協働を進めます。

八代警察署、氷川警察署、市市民環境部

３　安全運転の確保

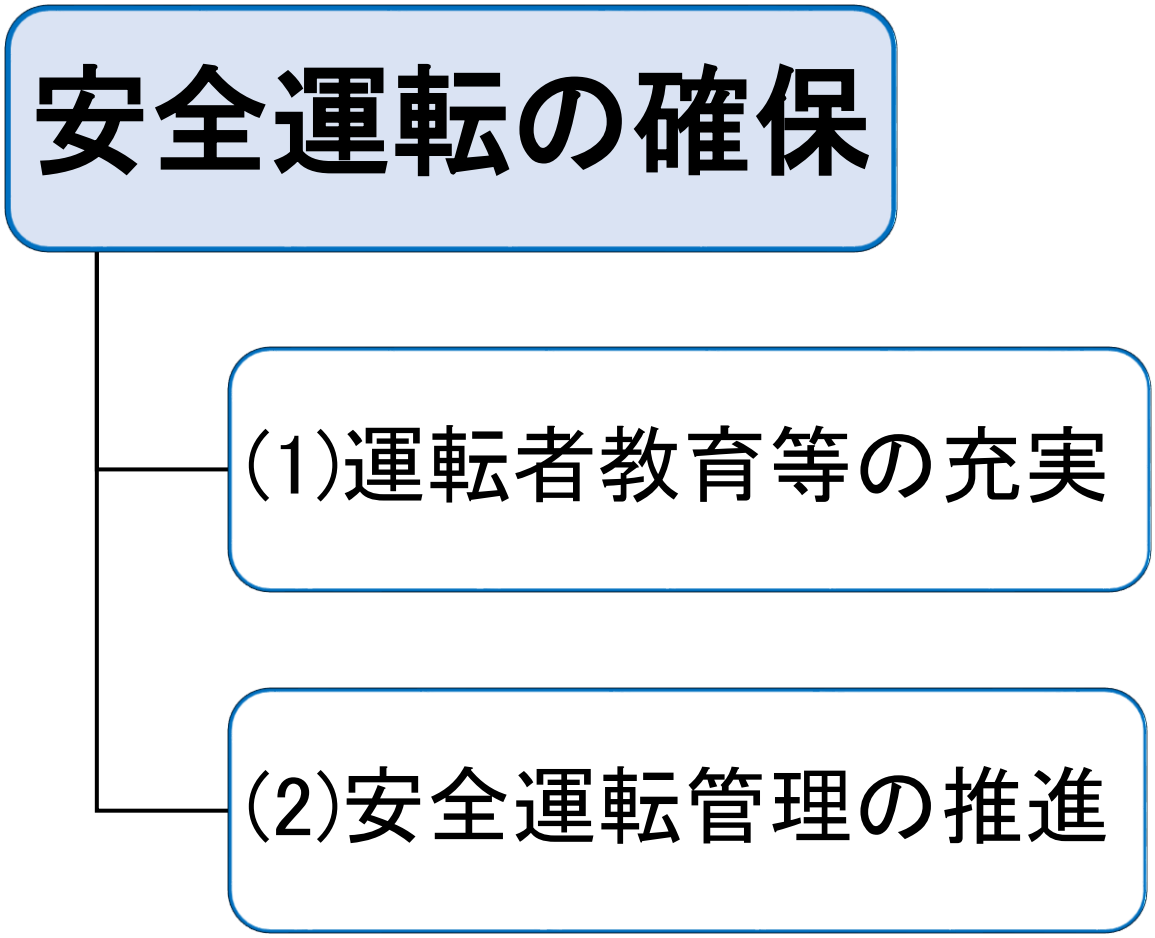

安全運転のためには、運転者の資質の向上が大切であり、運転者教育等を充実させ推進する必要があります。

また、運転者に対して安全運転管理者による指導、その他広報啓発等により、横断歩道においては、歩行者が優先であることを含め、高齢者や障がい者、子供をはじめとする歩行者や自転車に対する保護意識の高揚を図ります。

さらに、今後の自動車運送事業の変化を見据え、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、自主的な参加による安全運転管理対策の推進及び自動車運送事業者の安全対策の充実を図るとともに、交通労働災害の防止等を図るための取組を進めます。

さらに、道路交通の安全に影響を及ぼす自然現象等に関する適時・適切な情報提供を実施するため、ＩＣＴ【17】等を活用しつつ道路交通の総合的な情報提供の充実を図ります。

（１）運転者教育等の充実

安全運転に必要な知識と技能を身に付け、それを継続して実践していくことが無事故への大切な第一歩です。

関係機関は、運転者への単なる知識や技能を教育・啓発する場にとどまることなく、個々の心理的・性格的な適性を踏まえた講習などを行うことより、安全意識が向上し定着化に向け事業内容の充実に努めます。

ア　高齢運転者対策の充実

（ア）高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用の促進を図ります。

（イ）高齢者支援施策の推進

自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、関係機関が連携し、運転免許証返納制度・運転経歴証明書制度の周知、運転免許証を自主返納した者に対する支援を図ります。

八代警察署、氷川警察署、市市民環境部、八代地域振興局

イ　シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動や安全教室等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行うとともに、シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメット着用義務違反に対する街頭での指導取締りの充実を図ります。

八代警察署、氷川警察署、市市民環境部

ウ　自動車運転代行業の指導育成等

自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施します。

八代警察署、氷川警察署

エ　自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、自動車運送事業等の安全を確保するため、事業者に対し、高齢運転者等に受診させるよう義務付けされており、引き続き、受診を積極的に促進します。

九州運輸局熊本運輸支局

オ　危険な運転者の早期排除

行政処分制度の適正かつ迅速な運用により長期未執行者の解消に努めるほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査【35】等の迅速・的確な実施に努めるなど、危険な運転者の早期排除を図ります。

八代警察署、氷川警察署

（２）安全運転管理の推進

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習の見直し等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導します。

また、安全運転管理者等による若年運転者対策及び貨物自動車の安全対策の一層の充実を図るとともに、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図ります。

さらに、事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通報制度を十分活用するとともに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図ります。

事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、映像記録型ドライブレコーダー【23】、デジタル式運行記録計等（以下「ドライブレコーダー等」という。）の安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努めるとともに、ドライブレコーダー等によって得られた事故等の情報の交通安全教育や安全運転管理への活用方法について周知を図ります。

八代警察署、氷川警察署

４　車両の安全性の確保

車両の安全性の確保

（1）自転車の安全性の確保

（１）自転車の安全性の確保

自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける機運を醸成します。また、夜間における交通事故防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射機材等の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図ります。

市市民環境部、八代警察署、氷川警察署、市教育委員会

５　救助・救急活動の充実

救助・救急活動の充実

(1)救助･救急体制の整備

(2)救急関係機関の協力関係の確保等

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、高速自動車国道【6】を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図ります。

特に、負傷者の救命率・救命効果の一層の向上を図る観点から、救急現場又は搬送途上において、医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療、応急処置等を実施するための体制整備を図るほか、事故現場からの緊急通報体制の整備やバイスタンダー【24】（現場に居合わせた人）による応急手当の普及等を推進します。

（１）救助・救急体制の整備

ア　救助体制の整備・拡充

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対し、円滑な救助活動を実施するため、救助体制の整備・拡充を図ります。

八代広域行政事務組合、市市民環境部

イ　多数死傷者発生時における救助・救急体制の充実

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、連絡体制の整備、救護訓練の実施及び災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）【10】の連携による救助・救急体制の充実を図ります。

八代広域行政事務組合、市総務部、市市民環境部

ウ　自動対外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

現場におけるバイスタンダー【24】による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）【16】の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等、普及啓発活動を推進します。

また、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を積極的に推進します。

加えて、学校においては、教職員対象の心肺蘇生法（ＡＥＤ【自動体外式除細動器】の取り扱いを含む）の実習及び各種講習会の開催により指導力・実践力の向上を図るとともに、中学校、高等学校の保健体育において止血法や包帯法、心肺蘇生法などの応急手当（ＡＥＤを含む）について指導の充実を図ります。

八代広域行政事務組合、市市民環境部、市教育委員会

エ　救急救命士の養成・配置等の促進

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、消防機関において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り、救急救命士が行える救急救命処置を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進します。

また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図ります。

八代広域行政事務組合

オ　救助・救急用資機材の整備の促進

救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進します。

八代広域行政事務組合

カ　ヘリコプターによる救急業務の推進

ヘリコプターの機動性を活かし、防災消防ヘリとドクターヘリ【22】との相互補完体制により、負傷者の救急搬送及び医師の迅速な現場投入に積極的に取り組みます。

八代地域振興局、八代広域行政事務組合

キ　救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練の充実を推進します。

八代広域行政事務組合

ク　高速自動車国道等における救急業務体制の整備

高速自動車国道【6】における救急業務については、高速道路株式会社及び関係機関は緊密な連携を図り、救急業務実施体制の整備促進及び救急業務に係る教育訓練等の実施を推進し、相協力して適切かつ効率的な人命救護を行います。

さらに、高速道路株式会社及び関係自治体は、救急業務に必要な施設等の整備、従業者に対する教育訓練の実施等を推進します。

八代地域振興局、西日本高速道路㈱九州支社、八代広域行政事務組合

ケ　緊急通報システムの運用

交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期かつ的確な救出及び事故処理の迅速化のため、人工衛星を利用して位置を測定するＧＰＳ技術を活用し、自動車乗車中の事故発生時に車載装置・携帯電話を通じてその発生場所の位置情報を警察に通報することなどにより緊急車両の迅速な現場急行を可能にする緊急通報システム（ＨＥＬＰ）【3】の円滑な運用を推進します。

八代警察署、氷川警察署

（２）救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化等を図ります。

また、医師の判断を直接救急現場に届けられるようにするため、携帯電話により医師と直接交信するシステム（ホットライン）等を活用するなど、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救急体制の整備を促進します。

さらに、特に多くの被害者の生じる大規模な交通事故が発生した場合に備え、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）【10】の活用を推進します。

八代地域振興局、八代広域行政事務組合、市総務部

６　被害者支援の充実と推進

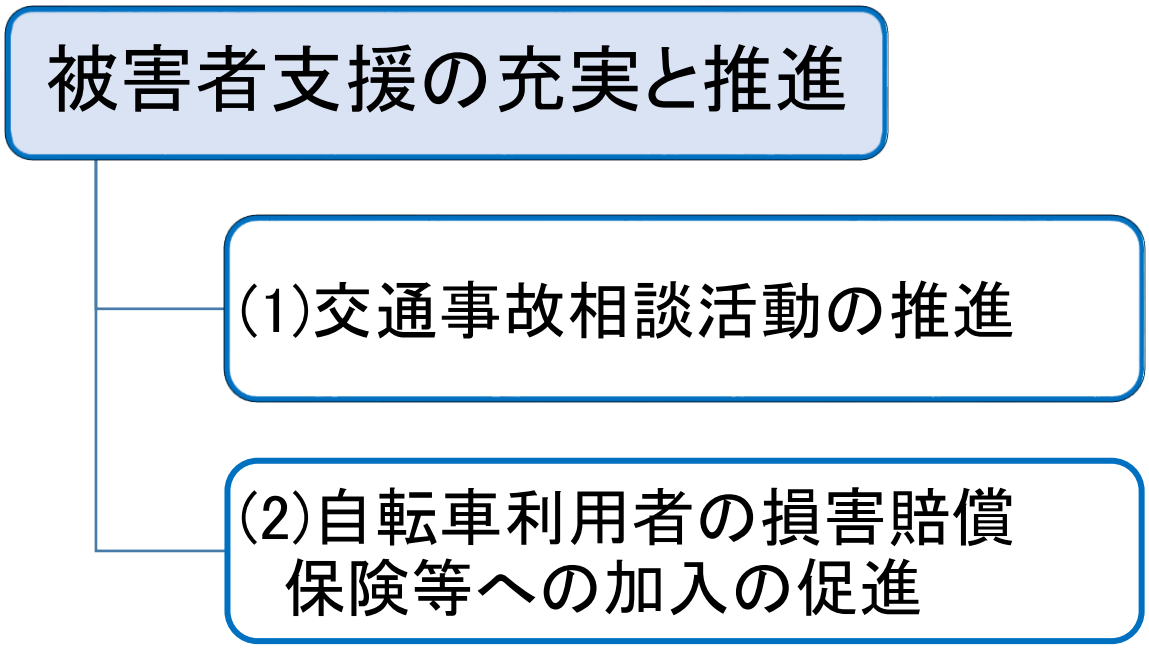

交通事故被害者は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又はかけがえのない生命を絶たれるなど、大きな不幸に見舞われており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、近年、自転車が加害者になる事故に関し、高額な賠償となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、損害賠償保険等への加入を促進します。

本市では、引き続き自転車利用者の損害賠償保険等への加入の促進や市民相談に関する相談窓口の充実を図り、被害者等支援を推進し安心の確保に努めます。当事者を含め被害にあった周辺関係者の不安を解消し支援するための施策を総合的かつ計画的に推進します。

（１）交通事故相談活動の推進

ア　交通事故相談活動の充実

市、県が設置する相談窓口において、円滑で適正な相談活動を推進するため、日弁連交通事故相談センターなど関係機関や団体と連携協力に努めます。

また、市報やホームページなどによる情報提供をしながら、相談機会を周知していきます。

八代地域振興局、市市民環境部

イ　損害賠償請求の援助活動等の強化

警察においては、交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を推進します。

八代警察署、氷川警察署

ウ　自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

自動車事故対策機構による交通遺児等に対する生活資金貸付け、自動車事故によって重度の後遺障害を負った被害者に対する介護料の支給、介護料受給者への戸別訪問の充実・強化に対する協力を行います。

また、熊本県交通安全推進連盟が行う交通遺児対策事業を広く住民に周知するとともに、交通遺児に対する激励支援等の継続的な推進に努めます。

九州運輸局熊本運輸支局、八代地域振興局

（２）自転車利用者の損害賠償保険等への加入の促進

近年、自転車と歩行者との事故等自転車の利用者が加害者となる事故が増加傾向にあることから、自転車事故による被害者の救済に資する損害賠償責任保険等への加入を促進します。

本市は、引き続き小・中学校の児童・生徒へ自転車点検・ＴＳマーク【20】付帯保険加入の普及・推進を図ります。

安全教室などを通じ、加害者と被害者の立場から安全思想の一環として、自転車事故も自動車と同様の責任が生じることや過去の賠償額の実態等について周知するなど、市民の理解向上に努めます。

市教育委員会、市市民環境部、八代地域振興局、八代警察署、氷川警察署

ー 第 2 部 ー

踏切道における交通の安全

第２部　踏切道における交通の安全

１　踏切事故のない社会を目指して

改良すべき踏切道については，事故防止対策を推進することにより，踏切事故のない社会を目指します。

２　八代市交通安全計画における目標

踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的に推進し、踏切事故発生ゼロを目指します。

３　踏切道における交通の安全についての対策

（対策の視点）

それぞれの状況を勘案した効果的対策の推進

（２つの施策）

① 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
② その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

第１章　踏切事故のない社会を目指して

本市の第９次交通安全計画期間中（H23 年～H27 年）において、踏切事故（鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故をいう。）は、平成 25 年に１件発生しました。

本市は、引き続き、踏切事故防止対策を総合的に推進することにより踏切事故のない社会を目指します。

第１節　踏切事故の状況等

１　踏切事故の状況

県内の踏切事故は、長期的には減少しており、平成 27 年の発生件数は４件、死傷者数３人でした。なお、平成 18 年から 27 年までの間は、乗客の死亡事故はありませんでした。

また、踏切障害事故【31】は、減少傾向にあり、鉄道の運転事故全体の割合では、平成 22 年においては約 89％でしたが、平成 27 年は 40％でした。

本市管内の踏切事故は、平成 25 年に１件発生、死者数１人でした。

本市管内の踏切については、住民とＪＲ、肥薩おれんじ鉄道株式会社及び行政各機関が連携し安全確保を図ってきました。全国及び県内において、長期的に踏切事故が減少している要因は、踏切道の改良等の安全対策の積極的な推進によるところが大きいと考えられますが、依然として踏切事故は鉄道の運転事故の大部分を占めている状況にあることから、未だ改良するべき踏切道が残されている現状にあると言えます。

２　近年の踏切事故の特徴

近年の踏切事故の全国的な特徴としては、①踏切道の種類別にみると、発生件数では、第１種踏切道（自動車遮断機が設置されている踏切道）が最も多いが、踏切道 100 箇所あたりの発生件数でみると、第１種踏切道が最も少なくなっている、②衝撃物別では自動車と衝撃したものが約４割、歩行者と衝撃したものが約４割を占めている、③自動車の原因別で見ると直前横断によるものが約４割を占めている、④歩行者と衝撃した踏切事故では、高齢者が関係するものが多く、65 歳以上で約 3 割を占めている、ことなどが挙げられます。

県内の平成 27 年中の踏切事故４件はいずれも第１種踏切道において発生しています。

第２節　八代市交通安全計画における目標

◆　踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切事故発生ゼロを目指します。

第２章　踏切道における交通の安全についての対策

第１節　今後の踏切道における交通安全対策を考える視点

踏切道における交通安全対策について、踏切事故発生件数１件、踏切事故による死傷者１人であったことを考えると、第９次八代市交通安全計画に基づき推進してきた施策には一定の効果が認められます。

しかし、踏切事故は、一たび発生すると多数の死傷者を生ずるなど、重大で悲惨な結果をもたらすものです。構造の改良、歩行者等立体横断施設の整備、踏切保安設備の整備、交通規制等の対策を実施すべき踏切道がなお残されている現状にあると言えます。

これらの安全対策が、同時に渋滞の軽減による交通の円滑化や環境保全にも寄与することを考慮し、踏切の状況が改善するよう効果的な対策を総合的に推進します。

第２節　踏切道における交通の安全についての施策

１　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

２　その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

１ 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

踏切遮断機の整備されていない踏切道については、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し整備を推進します。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して障害物検知装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進めます。

また、道路の交通量、踏切道の幅員の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止めや一方通行等の交通規制を実施するとともに、道路標識等の大型化、高輝度化による視認性の向上を図ります。

八代警察署、氷川警察署、九州旅客鉄道㈱熊本支社、肥薩おれんじ鉄道㈱

２ その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ、踏切道予告標、踏切信号機の設置や踏切保安設備等の高度化を図るための研究開発等を進めるとともに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行います。歩行者等のための横断歩道橋等の設置、情報技術（ＩＴ）の活用による踏切注意情報の表示や踏切関連交通安全施設の高度化を図るための研究開発等を進めるとともに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行います。

また、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、広報活動等を推進します。さらに、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進します。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないよう努めます。

八代警察署、氷川警察署、九州旅客鉄道㈱熊本支社、肥薩おれんじ鉄道㈱

用 語 集

索引	名　称 （脚注番号）	意　味
あ行	ETC2.0 【1】	従来の通行料金支払いに加え、全国の高速道路上に設置された通信スポットと走行車両が双方向で情報通信を行うシステム。カーナビゲーションシステムと連携し、渋滞回避支援や安全運転支援など様々な情報を受信することが可能。
か行	狭さく 【2】	自動車の通行部分の幅を物理的に狭くする、あるいは視覚的にそのように見せることにより運転者に対し減速を促す道路構造。
	緊急通報システム（HELP） 【3】	運転中の事故、車両トラブル、急病等の緊急事態発生時に迅速かつ正確に救援機関へ通報を行うとともに、車載機の持つ正確な位置表示機能等により、緊急車両の迅速な救援活動を支援するシステム。
	クランク 【4】	直角もしくはそれに近いカーブの連続する車道。
	高規格幹線道路 【5】	自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり高速自動車国道、国土交通大臣指定に基づく高規格幹線道路（一般国道の自動車専用道路）で構成されている。
	高速自動車国道 【6】	全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡する道路その他国の利害に特に重大な関係を有する道路
	交通需要マネジメント 【7】	都市または地域レベルの道路交通混雑を緩和するため、道路利用者の時間の変更、経路の変更、手段の変更、自動車の効率的利用、発生源の調整等により、交通需要量を調整（＝交通行動の調整）する手法。Tranceportation Demand Managementの頭文字を取り「TDM」とも言う。
	高度道路交通システム（ITS） 【8】	最先端の情報通信技術等を用いて人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞などといった道路交通問題の解決を目的とした新しい交通システム。
	コミュニティバス 【9】	行政が中心となって、既存の路線以外のバスを必要としている地域に走らせるバスを指し、運営方式は行政が事業主体の場合もあるが、民間バス事業者への財政的な支援による運営委託を行っている場合もある。
さ行	災害派遣医療チーム（DMAT） 【10】	大地震及び航空機・列車事故といった大規模災害時の急性期に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行う専門的な訓練を受けた医療チーム。
	視距 【11】	自動車の交通の安全性・円滑性を確保する観点から、必要とされる設計速度に応じ、進行方向の前方に障害物等を認め、衝突しないように制動をかけて停止することができる道路の延長
	視線誘導標 【12】	道路の側面に設置して、路側の表示をするもの。（デリネーター）

索引	名　称 （脚注番号）	意　味
さ行	自転車安全利用五則 【13】	1自転車は、車道が原則、歩道は例外 2車道は左側を通行 3歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行 4安全ルールを守る（○飲酒運転・二人乗り・併進の禁止○夜間はライトを点灯○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認） 5子どもはヘルメットを着用
	自転車シミュレーター 【14】	実際の交通状況を想定しながら危険を安全に体験できる安全運転教育機器。
	自動車走行履歴（プローブ）情報 【15】	実際に自動車が走行した位置や車速などの情報を用いて生成された道路交通情報。車速から生成される渋滞・混雑情報以外に、ワイパーから天候情報、ブレーキから燃費情報とさまざまな情報生成が期待されている。
	自動体外式除細動器（AED） 【16】	心臓に電気ショックを与えて、正常な状態に戻す医療機器。
	情報通信技術（ICT） 【17】	情報技術（IT）と同義語。ITに通信コミュニケーションを加味したもの。
	信号機電源付加装置 【18】	災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による道路交通の混乱を防止するため、予備電源として信号機に備え付けるもの。
	ゾーン30 【19】	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。
た行	TSマーク 【20】	自転車安全整備店の自転車安全整備士が点検整備し、道路交通法に規定する普通自転車であることを確認して貼付するマーク。損害保険及び賠償責任保険が附帯されている。
	道路交通情報通信システム（VICS） 【21】	カーナビゲーション等に渋滞等の交通情報を提供し、交通流の分散化、旅行時間の短縮等運転者の利便性の向上を図るシステム。
	ドクターヘリ 【22】	救急医療に必要な機器及び医薬品を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医及び看護師等が搭乗する救急医療専用のヘリコプター。主に救急現場に出動する役割を担い、救急医及び看護師を速やかに現場に派遣することで、迅速に初期治療を行っている。
	ドライブレコーダー 【23】	車両に大きな衝撃が加わった前後十数秒の時刻、位置、前方映像、加速度、ウィンカー操作、ブレーキ操作等を記録する車載カメラ装置。運転しているすべての時間の映像を記録するのではなく、荒い運転をしてしまい「ヒヤッ」「ハッ」とするようないわゆる「ヒヤリハット」を経験した場面や事故が発生した前後十数秒の前方の映像を記録することができる。
は行	バイスタンダー 【24】	事故や災害の現場に居合わせた第三者のこと。

索引	名　称 （脚注番号）	意　味
は行	バリアフリー 【25】	身体障がい者や高齢者が生活を営むうえで支障がないように、商品を作ったり建物を設計したりすること。また、そのように作られたもの。
	バリアフリー対応型信号機 【26】	高齢者や視覚障がい者が、安全に安心して横断歩道を渡れるようにする信号機。 高齢者に対しては、安全に横断歩道を渡り終えるのに十分な時間を確保するため、青信号を通常より長くしている。視覚障がい者に対しては、青時間を音で知らせたり、携帯する発信器から障がい者を感知して歩行者用信号灯器を「青」に変えている。
	バリアフリーマップ 【27】	車いすの利用者をはじめ、視覚障がい者、聴覚障がい者、高齢者、妊婦等が外出する際に、安全に安心して出かけていただくために、県内施設のバリアフリー情報を表したもの。
	ハンドルキーパー運動 【28】	自動車で飲食店に行って飲酒する場合、仲間同士や飲食店等の協力を得て飲まない人を決め、その人が、仲間を安全に自宅まで送り、飲酒運転事故を防止するための制度。
	付加車線 【29】	登坂車線等の本線車道以外の道路。
	プログラム多段系統化 【30】	対象区間の信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させ、交通の流れを円滑にすることにより、交通渋滞の解消等を図る。
	踏切障害事故 【31】	踏切道において、列車が道路を通行する人又は車両等と衝突、接触した事故。
ま行	マルチモーダル施策 【32】	良好な道路環境を作るために、航空、海運、水運、鉄道など複数の交通機関と連携し、市街地への車の集中を緩和する総合的な交通の施策。
や行	八代市地域公共交通網形成計画 【33】	八代市総合計画に基づき地域が目指す将来像を実現していくための公共交通のあり方を検討するとともに、行政・交通事業者・市民・地元企業などの関係者が一丸となって、効果的・効率的な施策展開を推進していき、将来にわたって市民の生活を支える持続可能な地域公共交通体系の構築に向けた取り組みを定めるもの。
	八代市通学路交通安全プログラム 【34】	八代市教育委員会が事務局となり、市内各小・中学校に「通学路調査及び通学路等危険箇所調査」を行い、交通管理者・道路管理者・交通安全関係の市関係課が連携し、通学路の安全点検と安全対策を実施するもの。
ら行	臨時適性検査 【35】	認知機能検査を受検して「記憶力・判断力が低くなっている」と判定された75歳以上の高齢運転者が免許証の更新を申請した場合、その者が、更新期間満了日の1年前から更新申請の前日までに規定の違反行為をしていた時には、認知症を診断するための意思による臨時適性検査を実施するもの。